

○名寄市文化芸術振興助成金交付要綱

平成27年3月17日告示第1015号

名寄市文化芸術振興助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、名寄市文化芸術振興条例（平成26年名寄市条例第34号）第5条第2項の規定に基づき、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 文化芸術の振興に寄与する活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者（以下「市民等」という。）に対して助成することにより、市民主体の多彩な文化芸術活動の振興と発展を促進し、心豊かな人と文化を育むまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(助成の対象者)

**第3条** 助成金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1) 市内に住所及び文化芸術活動等の本拠を有する市民等。
- (2) 団体にあつては、規約、定款等を有し、かつ代表者及び役員の本拠が明らかであること。
- (3) 自ら経理及び監査をする機構を有すること。

(助成対象事業)

**第4条** 助成の対象となる事業は、本市において広く市民を対象として催され、文化芸術の振興に寄与すると認められるもので次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自主的な創作発表事業
- (2) 自主的な鑑賞提供事業
- (3) 文化振興に関する講演会、研究会、展示会等の事業

(助成の対象としない事業)

**第5条** 市民等が実施する事業が、次の各号のいずれかに該当する事業等を含むときには、助成をしない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
- (3) 特定の会員に限定した事業
- (4) 個人的な出版及び発表に限られる事業

(5) 市から他の補助金等を受けている事業

(6) いわゆる教授所、教室が開催する稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会等の事業

(助成対象経費)

**第6条** 助成金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 謝金及び賃金（主催団体会員の賃金は除く。）

(2) 報償費（主催団体会員に対するものを除く。）

(3) 旅費

(4) 需用費（食糧費は、懇親会などの飲食費を除く、出演者及び運営スタッフの弁当、茶菓代を対象とする。）

(5) 印刷製本費

(6) 役務費

(7) 通信運搬費

(8) 広告料

(9) 手数料

(10) 委託料

(11) 使用料及び賃借料

(助成金の額)

**第7条** 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 助成対象経費は、他の補助金、入場料、広告料及びその他これらに類する収入金を控除した額とする。

3 助成金の額は、1万円単位とし、前項の規定により算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の制限)

**第8条** 同一の申請者に対する助成は、同一年度内につき1回のみとする。

2 申請する年度の前年度以前に助成を受けたことがある申請者については、助成金額を制限することができる。この場合において、助成金額は、名寄市文化芸術審議会に諮って決定するものとする。

3 前年度以前に助成を受けたことがある市民等で、申請団体の名称変更など同一の申請者と認められるときは、前項により取り扱うものとする。

(助成金の交付の申請)

**第9条** 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 文化芸術振興助成金交付申請書（別記様式第1号）
  - (2) 文化芸術振興助成金事業計画書（別記様式第2号）
  - (3) 文化芸術振興助成金収支予算書（別記様式第3号）
  - (4) 団体等の規約及び役員、会員名簿
  - (5) その他参考資料
- （助成金の交付決定）

**第10条** 市長は、前条の申請書等の提出があった場合は、その内容等の適否について名寄市文化芸術審議会の意見を聴いて、交付決定するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をしたときは、文化芸術振興助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について、必要な条件を付することができる。

（申請の変更）

**第11条** 申請者は申請書を提出した後、計画を変更しようとするときは、文化芸術振興助成金事業変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、文化芸術振興助成金交付変更決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付の時期）

**第12条** 助成金の交付時期は、助成事業が申請のとおり完了したことを調査確認した後とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、当該助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

（実績報告）

**第13条** 申請者は、当該助成事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 文化芸術振興助成事業実績報告書（別記様式第7号）
- (2) 助成事業の成果報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書の写し、プログラム、チラシ、写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し及び返還)

**第14条** 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部について返還を命ずることができ。

- (1) 事業及び事業費の偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき。

(関係書類の整備)

**第15条** 申請者は、助成事業に係る証拠書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

(助成事業の普及等)

**第16条** 申請者は、当該助成事業を実施するにあたり、その事業に係る掲示物、刊行物等に「名寄市文化芸術振興助成事業」と表示することにより、本要綱の普及及び啓発に努めなければならない。

(委任)

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。